

屋体空調整備事業
美咲町立美咲中央小学校
屋内運動場空調設備整備等工事
(性能発注による設計施工一括発注方式)

入札実施要項

令和8年9月

美咲町

目 次

1. 実施要項の定義	1
2. 本工事の全体概要	1
3. 対象施設及び工事内容	2
4. 参加資格要件	2
5. 失格条項	3
6. 受注者選定スケジュール	4
7. 実施要項・要求水準書に関する質問の受付	4
8. 現地見学に関する受付	5
9. 契約者の選定	5
10. 契約の締結	6
11. アスベスト含有建材等の取り扱い	6
12. 変更契約の取り扱い	6
13. その他	6
別紙1	7
別紙2	8

1. 実施要項の定義

この「美咲町立美咲中央小学校屋内運動場空調設備等整備工事实施要項」(以下「実施要項」という。)は、美咲町(以下「本町」という。)が「美咲町立美咲中央小学校屋内運動場空調設備等整備工事」(以下「本工事」という。)について、設計・施工一括発注方式で実施する受注者を選定するに当たり、必要な事項を規定したものです。

別添の「美咲町立美咲中央小学校屋内運動場空調設備等整備工事要求水準書」(以下「要求水準書」という。)、は実施要項と一体のものとします。(以下「実施要項」、「要求水準書」を総称して「実施要項等」という。)

- ・「空調設備等工事」とは、空調機器設備、配管設備、電気設備、断熱・遮熱工事及びその他本工事において設置される一切の設備のことをいい、一切の工事を含みます。
- ・「断熱・遮熱工事等」とは、建物全体を最適な温度にコントロールするために、窓に日射調整フィルムを貼る工事をいいます。

2. 本工事の全体概要

(1) 工事の名称・場所

- ① 美咲町立美咲中央小学校屋内運動場
美咲町原田打穴下1685番地1

(2) 工事の目的

本工事は、美咲町立美咲中央小学校屋内運動場(以下「対象施設」という。)を対象に、令和8年度中の使用を目指し、空調設備を可能な限り早期に整備し、生徒及び教職員の利用者に望ましい学習・活動環境の改善及び避難所機能の改善を図ることを目的とします。

さらに、本工事受注者の持つ知識・技術・経験を最大限に活用し、本工事を効率的かつ効果的に実施することにより、設置後のメンテナンスを容易にし、ランニングコストを含む本町の財政負担を最小にするために最善の方法で募集するものです。

(3) 工事の方式

性能発注による設計・施工一括発注(DB)とし、受注者を決定します。

(4) 本工事に係る事務局(以下「事務局」という。)

部 署 名：美咲町理財課

所 在：〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田2144番地1

電 話：0868-66-1610

電子メール：nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp

3. 対象施設及び工事内容

(1) 対象施設

美咲町立美咲中央小学校屋内運動場

(2) 提案上限額 45,450,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(3) 支払条件

本町は、工事者が実施する設計・施工業務に係わる業務委託料もしくは請求負代金額について、あらかじめ定める額を業務完了後に受注者に支払います。

① 前金払、中間前払い金、部分払

あり

(4) 工事内容

① 設計業務

ア 空調設備、断熱・遮熱対策業務の設計のための事前調査業務

イ 空調設備、断熱・遮熱対策の施工に係る設計業務（対象施設の設計図書の作成等）

ウ その他、付随する業務（本町及び対象施設との調整を含む。）

② 施工業務

ア 空調設備、断熱・遮熱対策業務、施工のための事前調査業務

イ 空調設備、断熱・遮熱対策業務等の施工業務（施工業務には、空調設備の導入に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元等）を含む。）

ウ その他、付随する業務（本町及び対象施設との調整を含む。）

(5) 工事期間

① 契約上の工期等

本工事の契約上の工期は、本契約締結後、令和9年3月31日（水）までとします。
なお、設計業務については、本契約締結後、速やかに実施し、施工業務は本町が設計内容を承認した日以降に実施し、契約書で示された履行日までとします。

4. 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

入札の参加者は単体企業とします。

(2) 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

① 令和7・8年度において、電気工事の工事入札参加資格を有するもの。

② 業者格付 B 以上

③ 岡山県内に本社又は主たる営業所を有していること。

- ④ 公告日時点で、平成２３年度以降に元請負人として、官公庁から発注された請負金額が２，０００万円以上の電気工事（平成２３年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の各項に該当しない者であること。
- ⑥ 美咲町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑦ 入札に参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑨ 美咲町暴力団排除条例（平成２３年美咲町条例第１３号）第２条の規定に該当しない者であること。
- ⑩ 本町の競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、実施要項において求める要件を満たしていること。

５．失格条項

次に掲げる項目に該当する場合は失格とします。

- ① 実施要項「３ 対象施設及び工事内容」の「（２）提案上限額」を超える金額で入札された場合
- ② 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ③ その他、実施要項等に違反した場合

6. 受注者選定スケジュール

受注者選定スケジュールは以下のとおりとします。ただし、本町の都合により日程は変更となることがあります。

また、事務局窓口での書類の交付や受付等については、土日及び祝日を除く9時から17時までとします。

(1) スケジュール表

項 目	年 月 日
案件公表	令和8年9月24日
現地見学	申込受付期間 令和8年9月24日 から 令和8年10月9日
	実施期間 令和8年10月5日 から 令和8年10月16日
質問書の提出期限	令和8年10月16日
質問に対する回答 (ホームページに掲載)	令和8年10月19日
入札の実施	令和8年10月23日
選定結果の通知・公表	令和8年10月26日
仮契約締結	令和8年10月30日
本契約締結 (議会承認後)	
設計書作成 (仮契約締結後、工事着手までに早期に作成すること)	令和8年11月
工事着手 (設計書承認後着手すること)	令和8年11月
工事完了	令和9年3月31日
完了検査	令和9年3月
引渡	令和9年3月
支払い	令和9年3月

(2) 資料

- ① 質 問 書 【様式第1号】
- ② 現地見学申込書 【様式第2号】

7. 実施要項・要求水準書に関する質問の受付

質問がある場合、質問書【様式第1号】を提出してください。なお、口頭による質問は不可とします。

- ① 提出期限：令和8年10月16日（金）17時
- ② 提出方法：原則として電子メールにより事務局へ送信してください。

※Mail：nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp

また、電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を事務局へ17時までに電話連絡してください。

※本工事を実施するにあたり空調機で想定する機種があれば、その能力が分かる資料（カタログ等）を提出してください。

- ③ 回答方法：本町公式ホームページにおいて、社名等を除き質問及び回答を令和8年10月19日（月）17時までに随時町ホームページに公表します。

8. 現地見学に関する受付

現地見学を希望する場合は、現地見学申込書【様式第2号】を提出してください。

- ① 申込期間：令和8年9月24日（木）から令和8年10月9日（金）12時迄

- ② 提出方法：原則として書面に必要事項を記入の上、電子メールの添付ファイルにより事務局へ送信してください。

また、電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を事務局へ16時までに電話連絡してください。

- ③ 見学施設：美咲町立美咲町立美咲中央小学校屋内運動場

- ④ 集合場所：指定場所へ見学指定時間の10分前に集合して下さい。

- ⑤ 見学期間：令和8年10月5日（月）から令和8年10月16日（金）までの間で13時00分～14時30分とし、日程調整については先着順で調整します。

- ⑥ 見学方法

ア 本町が指定した対象施設及び日時のみ見学ができます。詳細な日時等は、見学申し込み後、事務局との協議のうえ先着順にて決定するものとします。

イ 見学は、参加者ごとの実施とし、各々1時間程度とします。

ウ 車で来校する場合、車は1参加者につき1台までとします。

エ 参加者は、3名以内とします。

オ 現地見学会の申し込み、その他問い合わせを対象施設へ行うことは、厳禁とします。対象施設への問い合わせを行った場合には、受注者の選定において失格とする可能性があります。

カ 写真・動画の撮影は可能としますが、生徒が写らないようにすること。

9. 契約者の選定（入札の方法）

- （1）入札の実施 ＜令和8年10月23日（金）10時必着＞

「入札書」に必要事項を記入・押印（印鑑登録済の印を使用してください）のうえ、入札書を事務局へ郵送で提出してください。

最低価格落札方式により最も安い価格の入札者を優先交渉権者とします。

入札結果は落札決定後本町ホームページにて公表します。

10. 契約の締結

(1) 契約手続きについて

落札者とは優先交渉権者として仮契約を締結します。仮契約の締結は、令和8年10月30日までに仮契約の締結を予定しています。

なお、仮契約は、本町議会における契約の議決を経て本契約となります。

また、本契約の締結までは、契約を保証するものではなく、本町議会の議決が得られず本契約に至らなかった場合、本町はその損害賠償の責を負わないものとします。

(2) 契約保証金

契約保証金は、美咲町財務規則（平成17年美咲町規則第43号）第110条の規定に基づき納付してください。

有価証券等の提供又は金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができるものとします。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10とします。

11. アスベスト含有建材等の取り扱い

(1) 石綿（アスベスト）調査費用を見積金額内訳書（様式第2号）に記載し応札すると共に、事前調査実施者届出書（様式第7号）も同時に提出すること。

(2) 工事着手にあたり、監督職員に「石綿事前調査結果報告書」を提出し指示を仰ぐこと。

(3) 上記調査の結果により石綿（アスベスト）が発見された場合、調査写真と共に調書を作成し監督職員と変更協議を行うこと。

(4) レベル1・2がある場合には、労働基準監督署に提出した計画届の写しを提出したのち作業を実施すること。

(5) 石綿（アスベスト）以外の特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物に係る除去工事も上記同様の扱いとする。

(6) 工事終了後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す「作業の実施状況の記録（写真を含む）」を提出すること。

(7) 本見積においては「石綿事前調査結果報告書」作成までの費用を計上するものとし、石綿（アスベスト）等の処理に伴う費用は変更対象とする。

12. 変更契約の取り扱い

(1) 施工にあたり、提出された見積内訳書と相違が生じても原則として増減の変更契約は行わないが、前項における場合はこれを認める。

13. その他

実施要項等に定めのない事項については、建設業法(昭和24年法律第100号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)及び美咲町工事執行規則、その他関連する法令を遵守し、行うものとします。

別紙 1 提出書類一覧(設計書作成)

1 着手前に提出する書類 (予定)

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	着手届	1	A 4	○		
2	その他必要な書類	適宜	適宜	適宜	適宜	

2 完了時に提出する書類 (予定)

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	設計完了通知書	1	A 4	○		
2	成果物のリスト	1	A 4	○		
3	打合せ記録簿	1	A 4	○		
4	設計書	1	A 4	○	○	
5	設計図	1	A 3		○	
6	その他必要な書類	適宜	適宜	適宜	適宜	

※ 1 必要な提出図書に不備・不足がないこと。

別紙 2 提出書類一覧(施工業務)

1 着手前に提出する書類 (予定)

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	着工届	1	A 4	○		
2	現場代理人等通知書	1	A 4	○		
3	工事工程表	1	A 4	○		
4	建設業退職金共済証紙購入状況報告	1	A 4	○		
5	C O R I N S	1	A 4	○		
6	施工計画書	1	A 3	○	○	
7	納入仕様書	1	A 4	○		
8	メーカーリスト	1	A 3	○		
9	その他必要な書類	適宜	適宜	適宜	適宜	

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと。

2 施工中に提出する書類 (予定)

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	材料承諾書	1	A 4	○		
2	工事記録	1	A 4	○		
3	工事日報等	1	A 4	○		
4	建設業退職金共済証紙購入状況報告	1	A 4	○		
5	C O R I N S	1	A 4	○		
6	材料承諾書	1	A 4	○		
7	施工体制台帳	1	A 3	○		
8	下請負通知書	1	A 3	○		
9	産業廃棄物管理票	1	A 4	○		
10	その他必要な書類	適宜	適宜	適宜	適宜	

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと。

3 発注者による工事完成確認時に提出する書類

番号	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	工事完了届	1	A 4	○		
3	完成図書(Ⅰ)					
	1) 機器類完成図書	1	A 4	○		
	2) 保証書	1	A 4	○		
	3) 機器取扱説明書	1	A 4	○		
	4) 予備品一覧表	1	A 4	○		
	5) その他	適宜	適宜	適宜	適宜	保安上必要な図書
4	工事写真(施工前・中・後)	1	A 4	○	○	
5	竣工図	1	A 1	○	○	A 1 二つ折り製本
6	竣工図	1	A 3		○	
7	機器別取扱説明書	1	A 4	○		
8	産業廃棄物管理票	1	A 4	○		
9	維持管理に関する資料	1	A 4		○	
10	その他必要な書類	適宜	適宜	適宜	適宜	

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を様式に含めて作成し提出してください。